行政指導及び罰則規定について

1 意見があった遵守事項と関係法令の規定

(○:規定あり, ×:規定無し)

遵守事項	関係法令	行政指導	処分	罰則
		規定	規定	規定
ア 道路交通を妨害しない	道路交通法	×	×	0
エ 雪をみだりに道路に出さない	道路法	×	0	0
イ 河川,水路等への投雪	河川法	×	0	0
	普通河川管理条例	×	0	0
ウ 流雪溝の流水の維持	(流雪溝管理運営要項)	×	×	×
オ 路上駐車	自動車の保管場所の確	×	×	0
	保に関する法律			
	違法駐車等防止条例	×	×	×
カ 建築時の配慮	建築基準法施行条例	×	×	0
キ 屋根雪等の処理	道路交通法 (落雪した場合)	×	×	0
	道路法(落雪した場合)	×	0	0
ク 雪の堆積場所の確保	なし	_	_	_

- ・行政指導:指導、勧告、助言その他の行為で処分に該当しないもの
- ・処分:ここでは法規に違反する者への処分(違法処分)(予防措置命令,原状回復命令など)
- ・罰則:命令や禁止規定への違反に対する行政刑罰・秩序罰の定め。(懲役,罰金,過料など)

2 遵守事項を守らない者に対する条例上の規定の考え方

(1) 関係法令に処分や罰則規定がある事項について

条例で定める事項は法令を超えない範囲内が原則

- ⇒ 既存法令と目的と対象が同じ場合は、条例で**重複した罰則は設けられない**
- (2) 関係法令に処分や罰則規定がない事項について
 - ⇒ 罰則を設けることは可能だが、**妥当性及び実効性の検討が必要**
- (3) 行政指導について
 - ⇒ 関係法令の罰則等の規定の有無に関わらず,

行政指導(指導、助言、勧告など)を定めることは可能